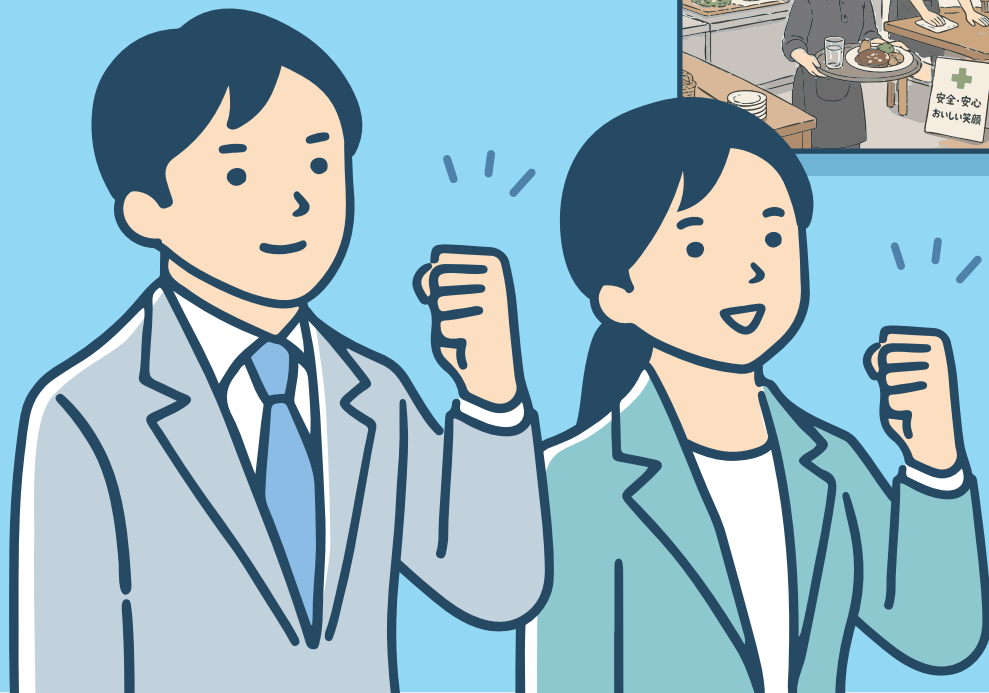
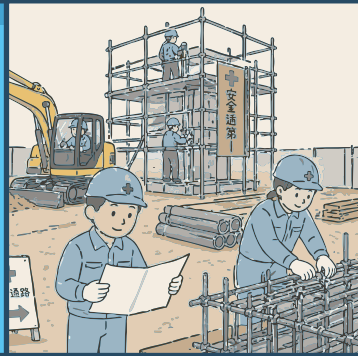
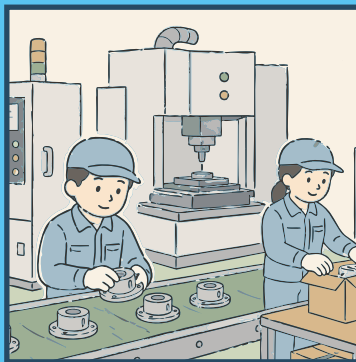


応援します！ 頑張る企業を

令和8年度版

富士市産業支援メニュー



Beパレットふじ

富士市地域産業支援センター

詳しくは



コーディネーターや地域産業支援機関の職員が、経営や起業・創業など、あらゆるテーマに関する課題解決のためのサポートを行います。事前予約制となっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【日 時】月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始等を除く。）
8時30分から17時15分まで

【相 談】1回当たり60分程度・無料【予約制】

【住 所】富士市永田北町3番3号 富士市立中央図書館分館2階

【問合せ】TEL 0545-52-6777 FAX 0545-52-6788

E-mail sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp




中小企業・小規模企業の

資金支援(融資)


■小口資金

対象者	<ul style="list-style-type: none">従業員30人(商業・サービス業10人)以下の法人又は個人で、市内に主たる工場・事業所を有するもの3か月以上継続して同一事業を行っているもの
資金用途	事業資金
貸付限度額	700万円
貸付利率	1.6%(基準金利2.08% うち、市利子補給率0.48%)
保証料等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返済期間	5年以内
償還方法	元金均等月賦払
申込先	各金融機関




■短期経営改善資金

対象者	<ul style="list-style-type: none">従業員50人(商業・サービス業20人)以下の中小企業者及び組合で、市内に主たる工場・事業所を有するもの1年以上継続して同一事業を行っているもの
資金用途	運転資金
貸付限度額	中小企業者700万円、組合1,500万円
貸付利率	1.5%(基準金利2.06% うち、県利子補給率0.26%、市利子補給率0.30%)
保証料等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返済期間	5か月以内
償還方法	元金均等月賦払、元利均等月賦払又は一括払
申込先	各金融機関



■小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

対象者	<ul style="list-style-type: none">従業員20人(商業・サービス業5人)以下の法人又は個人で、資金の融資申込みの日以前において市内で事業を営んでいるもの富士商工会議所又は富士市商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫に資金の融資申込みをしたもの
資金用途	設備資金・運転資金
貸付限度額	2,000万円
貸付利率	申込先にお問い合わせください(市利子補給率0.5%)。 ※市の利子補給は、最初の利子支払日から起算して2年以内とする。
保証料等	無担保・無保証人(法人の場合、代表者の保証も不要)
返済期間	10年以内(2年以内据置)
償還方法	元金均等月賦払
申込先	富士商工会議所(TEL.0545-52-0995)又は 富士市商工会(本所・鷹岡事務所 TEL.0545-71-2358 富士川事務所 TEL.0545-81-1280)



資金を支援します!

融資に関するお問い合わせ
産業支援課: TEL 0545-52-6783

■経済変動対策貸付資金

対象者	<ul style="list-style-type: none">市内に主たる工場・事業所を有する中小企業者及び組合1年以上継続して同一事業を行っているもの最近3か月の売上高が前年同期に比べ10%以上減少していること。最近6か月の売上高が前年同期に比べ5%以上減少していること。 など
資金用途	設備資金・運転資金
貸付限度額	5,000万円
貸付利率	1.3%(基準金利2.07% うち、県利子補給率0.47%、市利子補給率0.30%)
保証料等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返済期間	10年以内(設備資金3年以内、運転資金2年以内据置)
償還方法	元金均等月賦払又は元利均等月賦払
申込先	各金融機関



【米国関税対応枠】

- 米国関税措置により、直近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同月比5%以上減少することが見込まれる中小企業者が対象です。
 - 貸付限度額は、経済変動対策貸付資金全体で8,000万円です。
- ※詳細は、富士市ウェブサイトの経済変動対策貸付資金のページをご確認ください。

【中東情勢の変化による影響の場合】

最近1か月間の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回る、かつ最近1か月間の粗利益が前年同期比5%以上減少している中小企業者が対象です。

※詳細は、富士市ウェブサイトの経済変動対策貸付資金のページをご確認ください。

【セーフティネット保証】

セーフティネット保証の認定を申請する場合は、こちらの書式をご活用ください。



■開業パワーアップ支援資金

対象者	<ul style="list-style-type: none">市内で創業しようとするもの又は創業して5年未満のもの市内において分社する又は分社して5年未満の中小企業者等創業後5年未満の個人事業主が新たに設立した法人
資金用途	設備資金・運転資金
貸付限度額	3,500万円 ※設備資金・運転資金の合計
貸付利率	0.6%以内(金融機関所定金利2.07%以内 うち、県利子補給率0.47%以内、市利子補給率1.00%以内) ※創業関連保証、再挑戦支援保証では利率が異なる。 ※市の利子補給は、最初の利子支払日から起算して2年以内とする。
保証料等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返済期間	10年以内(1年以内据置可 ※スタートアップ創出促進保証は3年以内)
償還方法	元金均等月賦払又は元利均等月賦払
申込先	各金融機関



※利率及び利子補給率については、令和8年4月1日現在のものです。
なお、お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合があります。

■中小企業者とは…中小企業基本法第2条に掲げるものをいいます。

- ・製造業・その他の業種…従業員300人以下 又は 資本金3億円以下
- ・卸売業…従業員100人以下 又は 資本金1億円以下
- ・サービス業…従業員100人以下 又は 資本金5,000万円以下
- ・小売業…従業員50人以下 又は 資本金5,000万円以下 など

■中小企業団体とは…中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する団体(※)をいいます。

- ※事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

補助金・奨励金

大学・研究機関との共同研究を応援します！

◆産学連携ものづくりチャレンジ補助金

市内の中小企業者等が行う高等教育機関又は試験・研究機関との共同研究・開発に係る経費の一部を補助します。

対象事業	新製品、新技術、製造・生産方法の開発を目的として、国内の大学又は短大、高等専門学校、公的研究機関並びにこれと同様と認められる外国の教育、試験・研究機関と連携して実施する研究及び開発に関する事業
対象者	①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業団体のうち、製造業を営む者 ②上記の者を含む2者以上の企業で組織される共同体(グループ) ※1事業者当たり同一年度内1回(産学連携CNFチャレンジ補助金との併用は不可)
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・連携する大学等に支払う経費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費 ・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費 ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費
補助率及び補助限度額	補助対象経費の合計額の3分の2以内 限度額50万円 ※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とします
問合せ	事前にお問い合わせください。産業政策課CNF・産業戦略担当 TEL.0545-55-2779



SDGsで定めるゴールの達成・温室効果ガス排出量削減に寄与するものづくり事業を応援します！

◆エネルギー等物価高騰対策SDGsものづくり高度化事業補助金 (SDGsの達成・温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業)

市内の製造事業者が行う温室効果ガス排出量削減に寄与する新たなものづくり事業に係る経費の一部を補助します。

対象事業	パートナーシップを構築しSDGsで定めるゴールの達成と温室効果ガス排出量の削減に寄与する新たな新製品の開発や技術の導入等による新たなものづくり事業
対象者	市内に本社又は主たる事業所を有し、製造業に属する中小事業者等
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・視察等の旅費 ・原材料及び副資材、消耗品の購入に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費 ・産業財産権関連経費 ・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費(※) ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ※同経費は補助対象経費全体の3分の2相当額(上限150万円)を経費に算入可能
補助率及び補助限度額	補助対象経費の合計額の3分の2以内 限度額150万円
問合せ	事前にお問い合わせください。産業政策課CNF・産業戦略担当 TEL.0545-55-2779



※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

CNFの実用化に向けた共同研究・開発を応援します！

◆産学連携セルロースナノファイバーチャレンジ補助金

CNFの用途開発に関する高等教育機関又は試験・研究機関との共同研究・開発に係る経費の一部を補助します。

対象事業	CNFに関する新製品、新技術、製造・生産方法の開発を目的として、大学等と連携して実施する研究及び開発に関する事業 ※大学等とは、以下を指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・国内の大学又は短大、高等専門学校、公的研究機関並びにこれと同様と認められる外国の教育、試験・研究機関 ・原料としてのCNFの製造、研究等を行う事業者
対象者	①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業団体のうち、製造業を営む者(ただし、原料としてのCNF製造、研究等を行う事業者を除く) ②上記の者を含む2者以上の企業で組織される共同体(グループ) ※1事業者当たり同一年度内1回(産学連携ものづくりチャレンジ補助金との併用は不可)
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・連携する大学等に支払う経費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費 ・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費 ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費
補助率及び補助限度額	補助対象経費の合計額の3分の2以内 限度額100万円 ※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とします。
問合せ	事前にお問い合わせください。産業政策課CNF・産業戦略担当 TEL.0545-55-2779



事業規模の拡大又は新たな事業を行う事業者を支援します！

◆企業立地促進奨励金制度

市内において事業規模の拡大又は新たな事業を行う、工場、物流施設、研究所を対象に、最高3億5,000万円の奨励金を交付します。奨励金の交付を受けるためには、土地契約の締結前に事業着手届を提出するとともに、工事着手日までに市から指定を受ける必要があります。

指定要件	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模拡大又は新たな事業を行う目的で1,000㎡以上(研究所の場合は床面積200㎡以上)の事業用地を取得すること^{※1} 投下固定資産総額^{※2}が中小企業は3,000万円以上、大企業は3億円以上であること(大企業が設置する研究所の場合は1億円以上) 新事業所において、富士市に住所を有する者を1人以上新たに雇用すること^{※3} 新事業所において、県内に住所を有する雇用者を10人以上配置すること(研究所の場合は5人以上)^{※4}
奨励金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ①用地取得奨励金 ②雇用奨励金
補助率及び補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ①事業用地の購入に要した費用の額に20%(成長分野の工場、研究所は30%)を乗じたもの【上限3億円】 ②市内に住所を有する新規雇用者(一般被保険者、高齢被保険者)1人につき、50万円を乗じたもの(障害者は2人、パートタイマーは0.5人換算)【上限5,000万円】
問合せ	産業政策課企業誘致担当 TEL.0545-55-2906

※1 土地を賃借して事業を行う場合は、雇用奨励金のみが対象となります。

※2 新事業所において業務開始前3年以内に行う、家屋の新築、増築、改修に要した費用及び機械設備の取得価額の合計額をいいます。

※3 新たに雇用することは、雇用保険法に規定する一般被保険者と高齢被保険者であって、新規事業所において、土地の購入又は賃借に係る契約をした日から事業開始までに雇用された方をいいます。

※4 この制度における雇用者とは、雇用保険法に規定する一般被保険者と高齢被保険者をいいます。



事業規模の拡大及び生産性の向上を図る事業者を支援します！

◆ものづくり力向上事業補助金

市内において事業規模の拡大及び生産性の向上を図るために設備投資を行う、工場、物流施設、研究所を対象に、最高5,000万円の補助金を交付します。補助金の交付を受けるためには、工事着手日までに市から承認を受ける必要があります。

承認要件	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模の拡大及び生産性の向上を図るため、機械設備の購入又はこれに伴う家屋の新築、増築若しくは改修を行うこと^{※1} 投下固定資産総額^{※2}が中小企業は3,000万円以上、大企業は3億円以上であること(大企業が設置する研究所の場合は1億円以上)
補助率及び補助限度額	新築または増築した家屋の固定資産税課税標準額及び機械設備の取得価格の合計に3%(成長分野の工場、研究所は5%)を乗じたもの【上限3,000万円(成長分野の工場、研究所は5,000万円)】
問合せ	産業政策課企業誘致担当 TEL.0545-55-2906

※1 単なる機械設備の更新や修繕又は家屋の修繕若しくは改築は補助対象になりません。

※2 新事業所において業務開始前2年以内に行う、家屋の新築、増築、改修に要した費用及び機械設備の取得価額の合計額をいいます。

※先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例の適用を受ける(予定も含む)機械設備は補助対象になりません。



「まちなか」にオフィス等を新設する事業者を応援します！

◆富士市オフィス立地促進事業費補助金

「まちなか」にオフィス立地を促進し、地域経済の活性化および雇用機会の拡大につなげるため、「まちなか」に新たなオフィス等を設置する事業者に対して、建物取得や改修に係る経費の一部を補助します。

補助対象	1.まちなかにオフィス等を設置していない中小企業者であること 2.新築等の契約日から起算して2年以内に事業を開始すること 3.市内の事業所に勤務する従業員の総計が、オフィス等の事業開始日の属する月の月末において、オフィス等の新設等の契約日の属する月の末日と比較して1人以上増えていること 4.事業開始日以降において、設置したオフィス等に従業員を1人以上配置していること 5.補助対象経費が100万円以上であること 6.新たに設置するオフィス等が富士市企業立地促進条例による指定の対象又は富士市ものづくり力向上事業補助金交付要綱による事業計画の承認の対象でないこと	
補助対象地域	富士市立地適性化計画(平成31年4月公表、令和6年3月見直し)に定める「都市機能誘導区域」の「まちなか」に設置するものが対象になります。 ※具体的な場所についてはお問い合わせ下さい。	
補助対象経費	①建物を新築又は購入する場合 建物の取得及び改装に関する費用、内装工事費用、建物附属設備の設置費用 ②建物を貸借し改修する場合 建物の改装に関する費用、内装工事費用、建物附属設備の設置費用	
補助対象業種	全ての分類	地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第8条に規定する特定業務施設のいずれかの部門に使用される事務所
	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業(他に分類されないもの)、広告業、技術サービス業
	サービス業(他に分類されないもの)	職業紹介・労働者派遣業
補助率及び補助限度額	補助率:補助対象経費の2分の1 補助上限額:①建物を新築又は購入する場合 500万円 ②建物を貸借し改修する場合 250万円	
問合せ	産業政策課企業誘致担当 TEL.0545-55-2906	



特許権等を取得しようとする企業を応援します！

◆産業財産権取得事業補助金・海外産業財産権取得事業補助金（PAT支援事業）

中小企業者等の技術・新製品等の開発を促進するとともに、その保護を図るため、国内又は国外において産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)を取得しようとする市内の中小企業者等を対象に、経費の一部を補助します。

対象者	市内に本社又は主たる事業所を有する ①中小企業者 ②事業協同組合などの中小企業団体 ③商店街振興組合 など	
補助対象経費	出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、図面作成料、出願審査の請求料(特許権のみ)、登録料(実用新案権のみ)	
補助率及び補助限度額	補助対象経費の合計額の2分の1以内、限度額30万円	
補助回数	1事業者当たり同一年度内に産業財産権ごと1回 ただし、同一年度内の合計補助額は30万円を超えないこと。	
問合せ・申込み	【国内】出願の日から30日以内に申請すること。 【海外】出願の日から90日以内に申請すること。 産業支援課 TEL.0545-52-6783	




※国内における特許権の出願については、原則として出願と同時に出願審査請求を行う場合に限りです。

中小企業が行う経営革新事業を支援します！

◆富士市中小企業経営革新事業補助金


中小企業等経営強化法に基づき策定され、県の承認を受けた経営革新計画に定められた経営革新事業を実施する市内の中小企業者等を対象に、経費の一部を補助します。

対象者	県の中小企業経営革新計画の承認を受けており、市税を完納している市内中小企業者又は中小企業団体		
補助対象経費	(1) 新商品・新技術・新役務開発に係る経費 (2) 販路開拓に係る経費 (3) 生産性向上に係る経費	※対象費目はHPを参照	
補助率及び補助限度額	補助対象経費の2分の1以内、限度額50万円 ※県補助金や市の他の補助金との併用可能。ただし、それぞれの補助の対象となる事業・経費を明確に区分すること。		
補助回数	1つの計画において申請1回まで。複数計画を実施時でも年度内の申請は1回のみ。		
問合せ・申込み	産業支援課 TEL.0545-52-6783		

中小企業の販路拡大を支援します！

◆富士市新商品等マーケティング事業支援補助金

物価高騰の中、新商品等の販路拡大を目指す市内の中小企業者等を支援するため、新商品等マーケティング事業（デジタルマーケティング事業、ECサイト等出店出品事業、展示会等出展事業）を行う市内の中小企業者等を対象に、経費の一部を補助します。


対象者	新商品等マーケティング事業に取り組む市内に本社又は主たる事業所がある中小企業者等	
対象新商品新サービス	販売又は提供の開始から3年以内のもの（自ら開発し、富士市内で自らの商品として製造・販売する商品又は自ら開発し、富士市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務）	
補助対象経費	(1) デジタルマーケティング事業 新商品等に係るオンライン広告配信に係る委託費 ※SEO対策（検索エンジンの最適化）、SEO対策（マップエンジンの最適化）又はSNS登録・運用等に係るコンサルティングのいずれかを含むものに限る。 (2) ECサイト等出店・出品事業 新商品等をECサイト又はECモールに出店し、又は出品する事業に係る経費 (3) 展示会等出展事業 新商品等の販路を拡大するため、新商品等を国内又は海外における展示会、見本市等に出展する事業に係る経費	
補助率及び補助限度額	補助対象経費の2分の1以内とし、限度額については、それぞれに定める。事業を併用する場合は最高限度額を50万円とする。 (1) デジタルマーケティング事業 限度額20万円 (2) ECサイト等出店・出品事業 限度額10万円（海外のECサイト又はECモールにあっては20万円） (3) 展示会等出展事業 限度額20万円（海外の展示会にあっては40万円）	
補助回数	1事業者当たり1回	
問合せ・申込み	産業支援課 TEL.0545-52-6783	

※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

中小企業のDX化を支援します！

◆富士市中小企業DX推進事業支援補助金

物価高騰の中、市内の中小企業者等の生産性の向上による経営の安定・強化を目的として、DX推進事業（デジタルツール導入事業・デジタル人材育成事業）を行う中小企業者等を対象に経費の一部を補助します。

対象者	DX推進事業を行う市内に本社又は主たる事業所がある中小企業等		
補助対象経費	(1) デジタルツール導入事業 デジタルツール導入に係るコンサルティングを含む事業の経費等 ※汎用性のあるソフトウェアの導入に係る経費は対象外 ※ハードウェアの導入に係る経費は対象外 (2) デジタル人材育成事業 自社の従業員にソフトウェア技能等を習得する研修を受講させる事業の経費等	※対象費目はHPを参照	
補助率及び補助限度額	補助対象経費の2分の1以内とし、限度額については、それぞれに定める。事業を併用する場合は最高限度額を50万円とする。 (1) デジタルツール導入事業 限度額50万円 (2) デジタル人材育成事業 限度額20万円		
補助回数	1事業所につき、デジタルツール導入事業、デジタル人材育成事業を1回ずつ申請可（計2回）		
問合せ・申込み	産業支援課 TEL.0545-52-6783		

※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

従業員のモチベーション向上や採用数の増加、離職防止を目的とした職場の改修等を支援します！

◆魅力ある職場環境づくり支援補助金

市内の製造業等の現場を魅力ある職場環境とするために、従業員のモチベーション向上や採用数の増加、離職防止を防ぐため、職場の改修等を行う事業所を支援します。

対象者	市内に事業所を有する中小製造業等
補助対象経費	以下を新設もしくは改修する場合に補助する(施工事業者は市内事業者に限定)。 ・トイレ ・洗面所 ・更衣室 ・休憩室 ・食堂 ・シャワー室 ・オフィスのフリーアドレス化(改修のみ) ・その他市が認めた設備等
補助率及び補助限度額	(1) オフィスのフリーアドレス化 補助率1/2(上限100万円) (2) オフィスのフリーアドレス化以外 補助率1/2(上限200万円) ※(1)、(2)ともにはぐくむFUJIオフィシャルサポーター及び男女共同参画推進員(事業所等推進員)の両方に登録されている事業者については、補助率2/3(上限の変更はなし)
補助回数	1事業所当たり1回
問合せ・申込み	事前にお問い合わせください。 富士市地域産業支援センター(Beパレットふじ) TEL.0545-52-6777



デジタル技術を活用し、地域課題の解決を目的として起業・事業承継する事業者を支援します！

◆富士市稼ぐ力起業支援金

市内において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした社会的事業を新たに起業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継または第二創業をする事業者等を対象に、起業等に必要経費の一部を補助します。

対象者	市内でデジタル技術等を活用して起業・事業承継・第二創業を行う事業者等
補助対象経費	人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、マーケティング調査費、広報費等
補助率及び補助限度額	補助率:補助対象経費の2分の1以内 補助上限額:200万円 ※予算の範囲内で交付決定を行います。 ※補助金は精算払いとなります。事業完了後の検査を経て、額が確定してからの支払いとなります。
審査方法	書類審査およびプレゼンテーションにて決定
問合せ	募集時期、交付決定までの流れについては、事前にお問い合わせ下さい。 富士市地域産業支援センター(Beパレットふじ) TEL.0545-52-6777



中小企業等が行う従業員の奨学金の返還支援を補助します！

◆人材アシストU-30(富士市中小企業等奨学金返還支援補助金)

若い世代の人口確保及び中小企業等の人材確保を図るため、従業員に対して奨学金返還支援を実施する中小企業等に対して、支給した額の一部を補助します。

対象者 (要件を全て満たしているもの)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業基本法に定める中小企業者及び小規模企業者、社会福祉法人(社会福祉協議会を除く。)、医療法人、特定非営利活動法人、幼稚園又は認定こども園を設置する学校法人のいずれかに該当すること。 就業規則、賃金規則等に奨学金の返還支援制度を定め、実施していること。(中小企業等が当該奨学金の返還額の一部又は全部を奨学金貸与機関に直接送金することにより支援することも含む) 市内に事業所があること。 ・市税を完納していること。
補助対象従業員 (要件を全て満たしているもの)	<ul style="list-style-type: none"> 正規雇用であり、雇用期間の定めのないこと。 過去に奨学金を受給し、現在、返還義務があること。 富士市民であること。 30歳未満であること。
補助対象経費	対象者が奨学金の返還支援制度に基づき補助対象従業員に支給した手当等の額(中小企業等が奨学金貸与機関に直接送金する場合は、送金する額)
補助金額	補助対象経費の9割を市が補助します。 上限額は補助対象従業員1人当たり20万円、1対象者につき100万円を上限とします。
問合せ・申込み	商業労政課雇用労政担当 TEL. 0545-55-2778




その他の支援

中小企業の労働生産性向上の実現を支援します！

◆先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例

中小企業等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図る目的で「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受けた場合、税制支援などの支援措置を受けることができます。

対 象	市の「導入促進基本計画」において対象となる業種、事業等	
対 象 者	先端設備等導入計画の認定を受けた、資本金が1億円以下の法人、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主など。 ※先端設備等導入計画の認定要件とは異なります。	
対 象 設 備	認定を受けた年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備のうち、令和9年3月31日までに取得したもの。	
支 援 措 置	1.5%以上の賃上げ表明有り：3年間、固定資産税の課税標準を2分の1に軽減 3%以上の賃上げ表明有り：5年間、固定資産税の課税標準を4分の1に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備が対象	
問 合 せ	産業政策課企業誘致担当 TEL.0545-55-2906	


※ 先端設備等導入計画の認定申請に当たっては、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関等）による確認が必要ですので、事前に同機関にご相談ください。

※ 令和8年4月1日時点の情報です。

新規性の高い新商品や新サービスを募集します！

◆富士市トライアル発注推進事業


市内の中小企業者が提供する優れた新商品・新サービスを市が認定・公表するとともに、必要に応じて市が試験的に発注を行うことで、市内中小企業者を支援します。

対 象 者	市内に事務所又は事業所を有する中小企業者等	
対 象 新 商 品 新 サービス	新商品・新サービスの提供に係る実施計画が、技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与し、新たな事業分野を開拓すると認められるもの ※新商品・新サービスの要件(次のいずれにも該当するもの) ・自ら開発し、市内で自ら製造・販売する商品又は自ら提供するサービス ・販売・提供開始からおおむね5年以内の商品又はサービス ・市場性が見込まれる商品又はサービス	
事 業 の 流 れ	申請のあった新商品・新サービスについて、意見聴取、審査会を経て、認定・公表をし、必要に応じて市が発注を行います。	
認 定 期 間	3年間 ※期間中は、市ウェブサイト、市公式SNS、報道提供、案内チラシ等により公表し、名称や特性、価格、事業者名などを広く周知します。	
問 合 せ	産業支援課 TEL.0545-52-6783	

創業しようとする方・創業間もない方は、資金面の優遇が受けられます！


◆特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書

創業に関する支援を受けたことの証明書を市が発行することで、会社設立時の登録免許税の軽減措置や、貸付利率の引き下げなどの優遇が受けられます。

対 象 者	創業しようとする方、創業後5年未満の方	
証 明 書 の 発 行 条 件	以下のいずれかで、1か月以上かつ4回以上にわたり、経営、財務、販路開拓、人材育成等に関するアドバイスを受けて、起業に必要なノウハウを習得すること。 (1) 地域産業支援センターBeパレットふじ・富士商工会議所・富士市商工会・富士信用金庫の相談窓口 (2) しずおか焼津信用金庫の創業スクール	
証明書を活用した支援制度	(1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置 (2) 創業関連保証の特例 (無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6か月前から利用することが可能。) (3) 日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ	
問合せ・申込み	富士市地域産業支援センター（Beパレットふじ） TEL.0545-52-6777	


新たな事業・分野に挑戦する企業、急成長を目指す企業等を短期集中型に伴走支援します！

◆富士市スタートアップ支援パッケージ f-start

概要	市では、スタートアップ(短期的に急成長する創業間もない方や、第二創業、社内ベンチャー、地域課題解決を目指す企業など、新しいことにチャレンジする方々)を支援する施策を展開しており、新たな事業に挑戦しやすく、イノベーションが生まれやすい環境形成を目指しています。 また、スタートアップ支援に賛同する産官学金等のサポーター「富士市スタートアップ・サポーターズ」も募集しています。	
問合せ	富士市地域産業支援センター(Beパレットふじ) TEL.0545-52-6777	

◆富士市アクセラレーションプログラム F-Accel

ビジネスモデル構築やプロダクト開発、マーケティング、資金調達、各業界に精通した専門家等による支援、事業会社等との協業支援など、事業開発や事業成長に向けた総合的な支援を行います。

対象者	市内企業等で、以下のいずれかを目指す方 (1) 既に商品やサービス等が提供されている事業・分野において更なる成長を目指す、又は新たな事業・分野に取り組もうとする方 (2) 本市や本市を含む地域が直面している地域課題の解決と、利益獲得の両方を目指す方 (3) 異なる業種や分野の事業者・団体等との連携を通じて、新たな価値の創出を図る方	
プログラム参加メリット	<ul style="list-style-type: none"> 支援経験豊富な専属メンターや経営課題に応じた各種専門家から、約6か月間の集中支援 成果発表会や交流会で、ビジネスプラン発表やコミュニティの創出 市内事業者や産官学金の団体とマッチング支援 事業化経費の支援 市による積極的な広報支援 	
プログラムの流れ	7月頃:参加企業募集、8月頃:審査、9月～3月頃:伴走支援・成果発表会	
問合せ	富士市地域産業支援センター(Beパレットふじ) TEL.0545-52-6777	

専門家を活用してステップアップ！実務経験豊かな人材が「力」になります！

◆専門家派遣制度


創業に関する課題・問題や、経営体質の改善、マーケティング戦略・営業戦略、ITの有効活用、事業継続計画(BCP)策定など、中小企業の皆様が抱える課題・問題の解決を支援するため、地域内産業支援機関と連携し、地域内産業支援機関から推薦された各分野の専門家を派遣します。

派遣費用	専門家に支払う謝金の2分の1を負担していただきます。(30,000円+消費税)×1/2/回)
派遣回数	同一年内1案件につき5回まで(同一年内1案件)

専門家派遣までの流れ



◎原則として、地域内産業支援機関の相談案件に対して派遣します。

地域内産業支援機関とは…	富士市地域産業支援センター(Beパレットふじ) 富士商工会議所、富士市商工会 静岡県富士工業技術支援センター、静岡県中小企業団体中央会	
問合せ・申込み	富士市地域産業支援センター(Beパレットふじ) TEL.0545-52-6777	



中小企業等のDX・テレワーク推進を支援します

◆DX・テレワーク推進

市では、「富士市デジタル変革宣言」の「テレワーク先進都市の実現」を目指す具体的な方策や工程を示すものとして「テレワーク推進ロードマップ」を策定し、市内企業・ワーカー向けにセミナーを開催するなど多様なアプローチにより施策を展開しています。



◆DX・テレワーク実践会議室

これまでテレワークを実践したことがない、やり方がわからない市内事業者向けにテレワークを実際に体感していただくほか、テレワークやDXに関する相談ができる施設です。

【利用時間】月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始等を除く。) 9時から17時まで

【場 所】富士市立中央図書館分館1階

【利用方法】予約制

【問 合 せ】富士市地域産業支援センター(Beパレットふじ) TEL.0545-52-6777

【利用メニュー】

・Web会議、テレワーク関連機器のデモ

・テレワーク、DXを活用した業務効率化、働き方改革の相談及び支援

※市内の企業及び個人事業主に対し、テレワークやDXについての初歩的な支援から、実際の機器の導入を含めた具体的な業務効率化の方法の提案を行います。



ふるさと納税返礼品に登録してみませんか？

市では、ふるさと納税の返礼品を通じて、本市の魅力を発信するとともに、地域産業の活性化に繋げていくため、返礼品として商品やサービスを登録いただける事業者を募集しています。

登録された返礼品は、ふるさと納税ポータルサイトに掲載され、自社製品のPRや販路開拓にも繋がりますので、ぜひ登録をご検討ください。

応募条件等の詳細情報は、本市のウェブサイトをご確認ください。



支援情報をお伝えしています！（随時登録）

市では、各種補助金やセミナーなどの支援情報をお伝えするために、メールマガジン「ビズサポ」を発行しています。ぜひご登録ください。

登録方法

- 1 次のアドレスに空メールをお送りください。 → t-fuji@sg-p.jp
(右の二次元バーコードからも登録できます。)
- 2 送られてきたメールに記載されているリンクを開き、画面の指示に従って登録してください。



企業向け情報メールの会員を募集しています！（随時登録）

市では、年間を通して様々な世代を対象とした就職イベントを開催しています。就職イベントへの出展を希望する事業所は登録をお願いします。また登録したメールアドレスに就職イベント等の情報を定期的に送っています。

登録方法

右記のQRコードから登録してください。
※配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記問い合わせ先へご連絡をお願いします。
お問い合わせ
富士市商業労政課雇用労政担当
TEL.0545-55-2778



産業支援機関等の一覧

名 称	電話番号	名 称	電話番号
富士商工会議所	0545-52-0995	富士市商工会 本所(鷹岡事務所) 富士川事務所	0545-71-2358 0545-81-1280
静岡県工業技術研究所 富士工業技術支援センター	0545-35-5190	静岡県中小企業団体中央会 東部事務所	055-926-8220
静岡県よろず支援拠点	054-253-5117	静岡県事業承継・引継ぎ支援センター	054-275-1881
(公財)静岡県産業振興財団 静岡県中小企業支援センター	054-273-4430	静岡県信用保証協会沼津支店	055-926-0100
独立行政法人日本貿易振興機構 静岡貿易情報センター(ジェトロ静岡)	054-352-8643	(公社)静岡県国際経済振興会 (SIBA)	054-254-5161
(公財)ふじのくに医療城下町推進機構	055-980-6333	(一社)静岡県発明協会	054-254-7575
静岡大学 イノベーション社会連携推進機構	053-478-1702	静岡県立大学 地域・産学連携推進室	054-264-5124
沼津工業高等専門学校 地域創生テクノセンター	055-926-5762	静岡技術移転合同会社 (静岡TTO)	053-415-9109
INPIT静岡県知財総合支援窓口 (東部・沼津事務所)	055-963-1055	ポリテクセンター静岡 (静岡県職業能力開発促進センター)	054-285-7185



お問い合わせ

- 富士市 産業交流部 産業支援課
TEL. 0545-52-6783 FAX. 0545-52-6788
E-mail. sa-shien@div.city.fuji.shizuoka.jp
- 富士市地域産業支援センター(Beパレットふじ)
TEL. 0545-52-6777 FAX. 0545-52-6788
E-mail. sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp
- 富士市 産業交流部 産業政策課
TEL. 0545-55-2952・2779(CNF・産業戦略担当)、2906(企業誘致担当)
FAX. 0545-51-1997
E-mail. sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp
- 富士市 産業交流部 商業労政課
TEL. 0545-55-2907・2778(雇用労政担当) FAX. 0545-55-2971
E-mail. sy-syongyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

お気軽に
お問い合わせ
ください。

